

改正貸金業法の早期完全施行を求める緊急声明

2009年11月25日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会

代表幹事 木村達也

多重債務被害救済のため、改正貸金業法が、2006年12月に国会において全会一致で成立し、遅くとも来年6月までには、金利規制や総量規制等を含めて完全施行される予定である。これまで政府は改正貸金業法を段階的に着々と施行するとともに、多重債務者対策本部を設置し、多重債務問題改善プログラムのもとで、地方自治体における利用しやすい多重債務相談窓口の充実・ヤミ金融の徹底した取締り・セーフティネット貸付の充実などに取り組んできた。その結果、自己破産申立件数は改正貸金業法成立当時は18万件を超えていたが、2008年には12万件台にまで減少するなど改正貸金業法は確実に所期の目的を達しようとしている。

そして改正貸金業法の主眼はなんといっても出資法の上限金利引き下げによるグレーゾーン金利の解消と過剰融資の原則禁止であるが、この金利規制と過剰融資規制（総量規制）が実現しなければ、高利貸金業者による多重債務被害が再び蔓延することは明らかである。政府の多重債務対策は着実に効果を上げてきており、改正貸金業法の完全施行を躊躇する必要は全くない。私たちが8月の総選挙前に実施したアンケートにおいても鳩山由紀夫総理大臣をはじめ当選議員のほとんどが遅くとも来年6月までの完全施行をすべきと回答しているところである

(<http://www.cresara.net/img/enquete.pdf>)。

ところが、貸金業界やごく一部の心ない政治家などから、貸金業規制を延期・緩和しなければ苦境にある中小零細事業者が破綻するなどという意見が今なお懲りもせず存在する。新政権において貸金業規制の緩和も視野に入れた検討がなされるという報道も一部存した。しかし、商工会議所会員のアンケート（金融庁実施）によると、資金繰りの悪化は、販売不振・在庫調整の長期化等の営業要因、金融機関の融資制度・融資条件、セーフティネット貸付・保証等の信用保証協会や政府金融機関等の対応で98.4%を占め、改正貸金業法施行の影響等のノンバンクの融資態度・動向では1.5%という結果に過ぎず、貸金業法改正の影響はほとんどみられない。また、そもそも貸金業法では法人向けの融資について総量規制はなく、個人

事業者向け融資では事業の実態・内容から返済能力が認められる場合には総量規制の例外が定められるなど、硬直的な運用を排している。したがって、中小企業の資金繰りを理由として貸金業法の完全施行を否定したり、見直したりする前提事実はない。

また、貸付残高や成約率の減少は、そもそも、従前、過剰に貸付がなされていた時点の数字との比較によるものであるところ、その意味するところは、今般の改正を受け、貸金業者が過剰な貸付をしないと正しい与信態度によることで複数の借入れをする件数や借入れが減少していることを示しているものであり、現状は、多重債務者への過剰貸付が減りつつある正常化の過程にあるものと捉えるべきである。

既存の多重債務者の救済は自治体等の多重債務相談窓口の更なる拡充や相談窓口及び救済手段の周知徹底によるべきである。

そして、そもそも支払余力の乏しい低所得者の保護は、生活保護をはじめとする公的な各種給付制度やセーフティネット貸付などを更に拡充すると共に周知することで対応すべきものであり、低所得者の資金需要を満たすべきなどとして貸金業者による高利や過剰な貸付を容認することは本末転倒である。金融担当大臣も改正貸金業法の完全施行を予定どおり行う方向を示している。

今般、金融庁に設置された「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」においても、改正貸金業法の完全施行を前提とし、それを円滑に実施するための施策の必要性の有無を検討するのであって、これに藉口して施行時期の延期や総量規制の緩和・特例高金利の例外を設けるなど改正貸金業法を歪める方向での検討がなされることは絶対に許されない。

そこで、当協議会は「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」設置に際し、改めて、改正貸金業法の早期完全施行を求めるものである。

以 上